

合法伐採木材等の流通及び

利用に係る検討会

「中間とりまとめ」について

1 クリーンウッド法とは

森林には、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給などの多面的な機能があります。他方で、世界各地では違法伐採による森林の劣化・減少が後を絶たず、それによって森林の多面的な機能が損なわれるだけでなく、違法に伐採された木材の流通は、木材市場の公正な取引を害する恐れもあります。これは、各国では森林伐採に関する手続や規制など一定のルールを定めていますが、違法伐採はそれらの遵守に伴うコストがかからないため、相対的に安価で取引され、これにより木材の相場価格を押

し下げ、持続可能な森林経営を阻害することがあるためです。世界での持続可能な森林経営のため、また、自然環境の保全に配慮した木材産業の健全で持続的な発展のため、各国の法令等で定められたルールを遵守して伐採された木材のみが市場に流通することが重要です。

こうした問題に対処するため、2017年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が施行されました。この法律は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材や木製品の流通及び利用を促進することを目的としています。また、具体的に対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

この法律は違法伐採そのものを取り締まる法律ではありませんが、加工・流通に携わる木材関連事業者が法令に適合して伐採された木材であることを確認し、また、合法伐採木材を使うことを促すことで、違法に伐採された木材をマーケットから排除していく、違法伐採をなくすことに貢献していくというものです。

クリーンウッド法については、ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」でご紹介しています。こちら

もご覧ください。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gohou/index.html>



2 検討会の開催

クリーンウッド法は、施行5年後を目途に施行状況を確認し、必要な措置を行うことが法律の附則で定められています。これを受け、昨年9月から3月まで、「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」を計8回開催し、学識経験者やクリーンウッド法に関わる業界の関係者に委員としてご参加いただき、木材関係の業界団体など多くの関係者から現状や課題などについてヒアリングを行いました。検討会での議論をご紹介します。

第1回、第2回では、クリーンウッド法の施行以前から木材の合法性の証明に関する業務に関わる検討会の委員から専門分野の知見や、業界の取組や課題などについて紹介いただきました。

第3回では、違法伐採問題の調査研究を行うNGOや公益財団法人の方からヒアリングを行いました。また、林野庁から登録実施機関の取組状況を紹介しました。EUや米国、豪州などで実施されている制度を踏まえ、合法性確認の効果的な実施のための提言や、持続可能な調達のため違法伐採木材の排除に向けた取組の必要性など、国際的な潮流との中でクリーンウッ

ド法に期待される役割などについて熱意ある発表をしていただきました。

第4回から第6回では、林業関連から家具・製紙・建設など、木材に関連する多様な業界の方々からヒアリングを行いました。また、宮崎大学の藤掛教授から木材関連の事業者へのアンケート調査の結果についてご報告いただきました。業界団体からは、それぞれの現場において木材の合法性確認がどのように行われているのか、クリーンウッド法の認知度、他の制度との比較、政府にどのような支援が求められているか、現場の実態に基づく厳しい指摘や、積極的に合法性確認を行うことで将来の展望につなげたいというご意見など、具体的な発表をしていただきました。

第7回、第8回では、「中間とりまとめ」の作成に向けた議論を行いました。「中間とりまとめ」では、ヒアリング等を行った結果を踏まえて現状や課題を整理し、今後の方向性やクリーンウッド法が目指していく姿、具体的な改善案など、検討会で出された意見を集約し、それらを踏まえ実効性のある施策の実施を政府に求めるものとなっています。

次に「中間とりまとめ」の概要をご紹介します。



▲ 第8回検討会の様子

3 「中間とりまとめ」の概要

①これまでのクリーンウッド法の意義・評価

政府や自治体の公共調達では、平成12年に施行されたグリーン購入法とそれに基づき木材等の供給者が合法性の証明に取り組むための林野庁ガイドラインによって、すでに合法性が証明された木材等が使用されています。その後、クリーンウッド法によって、公共調達だけでなく民間の木材消費でも合法性を確認するように対象が広がりました。

このほか、クリーンウッド法施行後の合法性が確認された木材の取扱実績や登録制度の活用状況等についても説明しています。

②最近の国内外における状況変化

近年、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まり、また、昨秋に英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）でも、森林減少や違法伐採の問題の深刻化などが話題となりました。このような背景から、世界各国で違法伐採に関する法制度を見直す動きがあります。このため、我が国の合法性の確認への対応が不十分な場合には、我が国への輸入だけでなく、木材の輸出にも悪影響が生じる可能性もある点に留意が必要です。

③クリーンウッド法に基づく仕組みに関する現状・課題

クリーンウッド法に対する認知度が依然として不足しています。木材関連事業者のみならず、消費者への普及啓発も必要です。クリーンウッド法では、木材を加工又は利用する川下の事業者や消費者



▲ 切り出した木材を運搬する様子



▲ 木材市場の様子

が、合法伐採木材を確認して、流通させていくことを求めています。そのためには、森林から木材を伐り出す又は海外から輸入する川上の事業者が合法性を証明することが最初のステップとなります。

クリーンウッド法では、川上から川下まで木材流通の各段階で、木材関連事業者へ期待される役割も異なります。その中で、それぞれの役割の意味や必要性が十分に理解されていない、木材関連事業者の参加の裾野を広げる必要がある、登録制度のあり方などより実効性のある仕組みに向けて、普及啓発だけでなく制度面で改善すべき点があると指摘されています。

関係者からのヒアリングでは、合法性確認のルールや基準が分かりにくいいため事業者の合法性確認が進まないのではないかと意見もあります。合法性が確認された木材を十分に供給するためには、まず、川上の事業者による合法性確認が重要ですが、特に、海外から輸入される木材や木材製品の合法性確認が進んでいない現状があります。輸入木材や木材製品の合法性確認は、流通過程で複数の国を経由する間に証明が途切れてしまう、また、色々な樹種を組み合わせて家具などの木材製品に加工すると部品の原産国が分からなくなってしまうなどの難しさがあります。

また、木材の合法性の確認において、デュー・デリジェンス (Due Diligence) の考え方を導入したこともクリーンウッド法の特徴ですが、実施に当たっての課題が事業者を悩ませているという意見もあります。木材の合法性の確認では、簡単に白黒の判断がつかないケースも数多くあります。そうした場合、追加的な確認等を行うことで違法な木材かも知れないというリスクを低減させてから市場に流通させる必要があります。

こうしたデュー・デリジェンスの手法は、何をどこまで追加的に確認すればよいのかという詳細については、企業の裁量に任される部分があります。また、伐採国・地域の違法伐採リスクの高低によっても「何をどこまで」のレベルが異なるため、リスクの評価が必要となるなど、特に中小の事業者が自ら判断して取り組むにはハードルが高い面もあります。デュー・デリジェンスの実施を促進するためには、事業者に対して国がリスクに関する情報やその判断基準を分かりやすく示していくこと



▲ 製材工場の様子

や、業界団体など知見のある関係者と連携して業種や製品の特徴を踏まえたマニュアルを作成することが有効です。

加えて、個々の事業者の判断に基づく取組ではどうしてもその内容に差異が生じてしまいます。このため、事業者の取組を客観的立場で検証し、指導や助言を行う仕組みが必要です。その際、業界団体やNGOなどその分野に精通している関係者と協力体制を構築することが重要であり、第三者的な立場



▲ 港に保管されている輸入材 (手前) と輸出材 (奥) の様子

からモニタリングを行っているEUの制度や関係機関の例も参考になるものと思われれます。また、業界団体に所属していない事業者をどう効率的にフォローできるか考える必要もあります。

そのほかに、先行した取組である林野庁ガイドラインなどの類似制度とクリーンウッド法との違いが分かりにくく、手続が重複していることなどが事業者の負担になっていると考えられ、改善を行う必要もあります。併せて、現下のデジタル化の進展に

よる事務負担の軽減も期待されています。

④ **グリーンウッド法を通じて最終的に目指していくもの**

森林や林業の抱える様々な課題について、グリーンウッド法だけで全てを解決できる訳ではありません。しかしながら、他の取組と連携することで課題解決に向けて貢献することが出来ます。違法伐採に係る木材等の流通や利用をなくすことを通じ、最終的に違法伐採を根絶することを目指していくべきで、その結果、国内市場で当たり前に合法性の確保された木材や木製品が利用できる環境を創出し、

脱炭素社会の実現などに貢献していく、さらには、持続可能な形による国内の森林資源の活用や山元への適正な利益の還元などの成果を生み出すことなどを実現していくことが示されました。

4 グリーンウッド法の今後に向けて

グリーンウッド法は、木材を扱う事業者の取組だけでなく、消費者を含めた木材流通に関わるすべ



▲ クリーンウッド・ナビのコンテンツ

との関係者が木材の合法性に関心を持つことで実効性が高まっていくため、より一層普及啓発に取り組んでいく必要があります。また、事業者が、法が求める適切な合法性確認を効率的に行うことができるよう、政府が合法性確認の指針や手順等を示すことの重要性が指摘されました。それらのデュー・デリジェンスの実施に資するリスク情報は、従来から「グリーンウッド・ナビ」において提供してきましたが、今後一層充実するよう取り組んでいく考えです。

法律が施行された5年前と比べると、国際的な情勢も変化し、ESG投資への関心の高まりなど木材を利用する企業に関わる投資家や株主の意識も大きく向上し、それに伴い企業に求められる社会的責任も大きくなっています。

この「中間とりまとめ」を踏まえ、林野庁では合法伐採木材等の流通や利用に向けた実効性のある施策の実施に向けて、関係者の皆様と連携しながら取り組んでまいります。引き続きご関心をいただければ幸いです。

今回ご紹介した検討会での議論や「中間とりまとめ」については、以下のウェブサイトに掲載しています。是非こちらもご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturi/ou/210915.html>

